

勤務条件通知書

氏名	飛驒 太郎	職員番号	200000	勤務場所	飛驒市役所
従事すべき業務の内容	一般事務の補助				
任用根拠	フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)				
任用期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日(うち任用から1ヶ月までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。)				
	1 同一会計年度内における任期の更新の有無	(無)			
2 任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。					
再度の任用	来年度の任用について、従前の勤務実績が良好で、引き続き同一職種を必要とする場合に、公募によらず再度、任用する可能性			(有)	
勤務時間、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項	1 勤務時間	8時30分～17時15分			
	2 休憩時間	60分			
	3 時間外勤務の有無	無			
	4 休日勤務の有無	無			
勤務日	毎週月曜日～金曜日				
勤務しない日	毎週 土・日曜日、国民の祝日				
休暇	1 年次有給休暇 合計	15 日			
	①繰り越し分	5 日			
	②任用時	10 日			
	2 その他の休暇	飛驒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり			
	3 時間外勤務代休時間の有無	無			
給与	1 給料(報酬)の額	時間額	880円		
	2 諸手当(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を除く。)の額又は計算方法				
	(1)期末手当	報酬の月額(時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額)に別給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額			
	(2)通勤手当または費用弁償	月額	0円		
		※パートタイムの場合、勤務実績に応じ算出。			
	(3)特殊勤務手当				
	特殊勤務手当(月額)	なし	(月額)		
	特殊勤務手当(日額)	なし	(1日)	計算方法:単価×回数	
宿日直手当	なし	(1日)	計算方法:単価×回数		

勤務条件通知書

氏名	飛驒 太郎	職員番号	200000	勤務場所	飛驒市役所
給与	3 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率				
	(1)時間外勤務				
	月60時間以内	25%～35%(午後10時から翌日の午前5時までは50%～60%)			
	月60時間超	50%(午後10時から翌日の5時までは75%)			
	※パートタイムの場合、1日あたり7時間45分、1週間あたり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては0%(午後10時から翌日の午前5時までは25%)				
	(2)休日勤務	35%(午後10時から翌日の5時までは60%)			
	(3)夜間勤務	25%			
	4 支払日				
	(1)給料または報酬	21日(当月分)			
	(2)期末手当	6月30日、12月10日			
5 支払方法	指定口座への振込み				
退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。				
	2 自己都合退職の手続(退職する90日以上前に届け出て下さい。退職の発令をもって退職します。)				
	3 免職の事由及び手続				
	(1)分限免職(地方公務員法第28条第1項)次の場合のいずれかに該当するときは、「飛驒市職員の分限に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。				
	① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合				
	② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合				
	③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合				
	④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合				
	(2)懲戒免職(同法第29条第1項)				
	次の場合のいずれかに該当するときは、「飛驒市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。				
	① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合				
	② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合				
	③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合				
	4 定年制(無)				
	5 その他の離職理由				
・死亡した場合					
・地方公務員法第16条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合					

勤務条件通知書

氏名	飛驒 太郎	職員番号	200000	勤務場所	飛驒市役所
退職手当	有				
	備考(勤務した日が18日以上ある月が連続して6月に達した場合に、受給資格を得ます)				
服務	任期中、以下の義務を負います。				
	(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)				
	(2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)				
	(3) 秘密を守る義務(同法第34条)				
	(4) 職務に専念する義務(同法第35条)				
	(5) 政治的行為の制限(同法第36条)				
	(6) 争議行為等の禁止(同法第37条)				
	(7) 営利企業への従事等の制限(同法第38条)※パートタイムは対象外				
その他	1 社会保険に関する事項				
	厚生年金 (有)		協会けんぽ (有)		地方公務員共済組合 (無)
	備考(勤務した日が18日以上ある月が連続して12月に達した場合は、地方公務員共済組合に加入します)				
	2 雇用保険に関する事項 (有)				
	備考(勤務した日が18日以上ある月が連続して6月に達した場合は、雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。)				
	3 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項				
	公務上の傷病については、「非常勤職員の公務災害補償に関する条例」により補償されます。				
	公務外の傷病については、加入されている社会保険等による対応となります。				
	4 安全及び衛生に関する事項				
	健康診断及びストレスチェック				
	5 休職に関する事項				
	次の場合のいずれかに該当するときは、「飛驒市職員の分限に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります(地方公務員法第28条第2項)。 ・心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ・刑事事件に関し起訴された場合				
6 その他					

令和2年4月1日

飛驒市長 都竹 淳也